

第6 収容人員の算定

1 収容人員算定の基本

- (1) 収容人員の算定は、法第8条の適用については棟単位（同一敷地内に管理権原者が同一である防火対象物が2以上存在する場合は、敷地内に存する当該防火対象物の棟の収容人員を合算した数）であるが、政令第24条の適用については棟単位又は階単位、政令第25条の適用については階単位とする。
- (2) 防火対象物の主たる用途以外の機能的に従属していると認められる部分についても、防火対象物の用途判定に従い省令第1条の3の算定方法により算定する。
- (3) 2以上の用途の存する防火対象物で主たる用途部分以外の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の10パーセント未満で、かつ、300平方メートル未満であることにより、主たる用途の項と取り扱われている防火対象物（みなし従属の防火対象物）についても、防火対象物の用途判定に従い省令第1条の3の算定方法により算定する。
- (4) 収容人員の算定は、床面積が生じている部分のみで算定する。

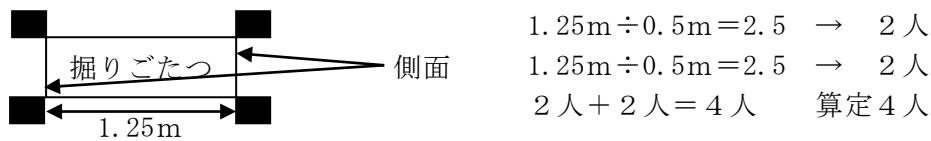
2 収容人員算定上の共通事項

- (1) 従業者の取扱いは、次によること。
 - ア 従業者の数は、正社員又は臨時社員等の別を問わず平常時における最大勤務者数とする。ただし、短期間かつ臨時的に雇用されるものにあつては、従業者として取り扱わない。
 - イ 交替制勤務制度の場合、従業者の数は通常の勤務時間帯における数とし、勤務時間帯の異なる従業者が重複して在所する交替時の数としないこと。ただし、引継ぎ以後も重複して就業する勤務体制にあつては、その合計とすること。
 - ウ 指定された執務用の机等を有する外勤者は、従業者の数に算入すること。
- (2) 階単位の収容人員の取扱いは、次によること。
 - ア 2以上の階で執務する者については、当該それぞれの階に指定された執務用のいす等を有し、かつ、継続的に執務するとみなされる場合は、当該それぞれの階の人員に算入すること。
 - イ 従業者が使用する社員食堂等については、当該部分を3平方メートルで除して得た数の従業者があるものとして算定すること。ただし、その数が従業者の数よりも大きい場合は、この限りでない。
 - ウ 教職員、幼児、児童、生徒及び学生の取扱いについては、次によること。（（6）項二、（7）項関係）
 - （ア）一般教室については、教職員の数と幼児、児童、生徒又は学生の数とを合算すること。
 - （イ）特別教室等については、その室の最大収容人員とすること。
 - （ウ）一般教室と特別教室とが同一階に存する場合、それぞれの数を合算すること。
- (3) 収容人員を算定するに当たっての床面積の取扱いは、次によること。
 - ア 単位面積当たりで除した際の小数点以下の数は切り捨てるものであること。
 - イ 廊下、階段及び便所は、原則として収容人員算定の床面積に含めないものであること。
- (4) 固定式のいす席とは、構造的に固定されているもの又は設置されている場所が一定で固定的に使用され、かつ、移動が容易に行えないものをいう。

なお、次に掲げる床に固定されないいす席は「固定式のいす席」として取り扱うこと。

 - ア ソファ等はいす席
 - イ いす席の相互を連結したいす席（折りたたみいすを除く。）
 - ウ カウンター等はいす席
 - エ 掘りごたつ席（長いす式のいす席として取り扱う（■の部分は除く）。

なお、側面については、使用状況により判断すること。)



3 用途別収容人員算定要領

(1) 政令別表第1(1)項(劇場、映画館、公会堂等)

ア 算定要素

(ア) 従業者数

(イ) 客席の部分ごとの人数

- a 固定式のいす席を使用する者の人数
- b 立見席を使用する者の人数
- c a又はb以外の客席を使用する者の人数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業者数

2(1)による。

(イ) 客席の部分ごとの人数

客席の部分とは、次表のとおりである。

用 途	客 席 の 部 分
劇場、映画館等	演劇、音楽、映画等を鑑賞するためにいす席が設置されている部分
演劇場等	落語、漫才等の演芸を鑑賞するためにいす席、すわり席等が設置されている部分
観覧場等	スポーツ、見世物等を観覧するためにいす席、すわり席等が設けられている部分
公会堂、集会場等	集会、会議、社交等の目的で集合するためにいす席、すわり席等が設けられている部分

a 固定式のいす席を使用する者の数

固定式のいす席の数に対応する数とする。この場合において、長いす席の場合については、当該いす席の正面幅を0.4メートルで除して得た数(小数点以下は切り捨てる。)とする。

b 立見席を使用する者の数

立見席を設けた部分の床面積を0.2平方メートルで除して得た数(小数点以下は切り捨てる。)とする。

c a及びb以外の客席を使用する者の人数

a及びb以外の客席とは、ます席、大入場等のすわり席及び移動いすを使用する客席部分を指し、この部分の床面積を0.5平方メートルで除して得た数(小数点以下は切り捨てる。)とする。

ウ 収容人員算定要領

イ(ア)及び(イ)で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

エ 事例紹介

(ア) 凡例

- a 固定式のいす席設置場所
- b 立見席
- c a及びb以外の客席の使用に供する部分



(イ) 講堂の収容人員計算例

(ケース 1)

講堂内の移動いす設置場所の面積が 100 平方メートルの場合は、

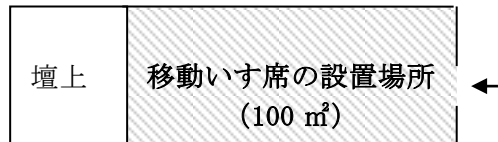
$$100 \text{ m}^2 \div 0.5 \text{ m}^2 = 200 \text{ 人}$$

の計算式となり、客席部分の収容人員は 200 人となる。

これに従業者数 α を加算して、

$$200 \text{ 人} + \alpha$$

の計算式となり、講堂内の収容人員が算定される。



(ケース 2)

講堂内に固定いす 60 席と立見席の面積が 10.1 平方メートルの場合は、

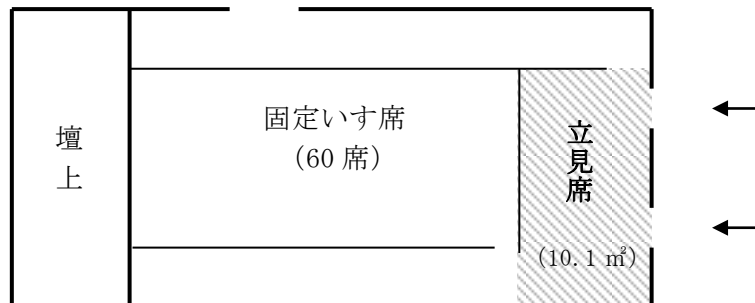
$$60 \text{ 人} + (10.1 \text{ m}^2 \div 0.2 \text{ m}^2) \div 2 = 110 \text{ 人}$$

の計算式となり、客席部分の収容人員は 110 人となる。

これに、従業者数 α を加算して、

$$110 \text{ 人} + \alpha$$

の計算式となり、講堂内の収容人員が算定される。



(ウ) 集会場の収容人員計算例

集会場の移動いす又はすわり席設置場所（集会室等）の面積が 1 室 50 平方メートルの場合

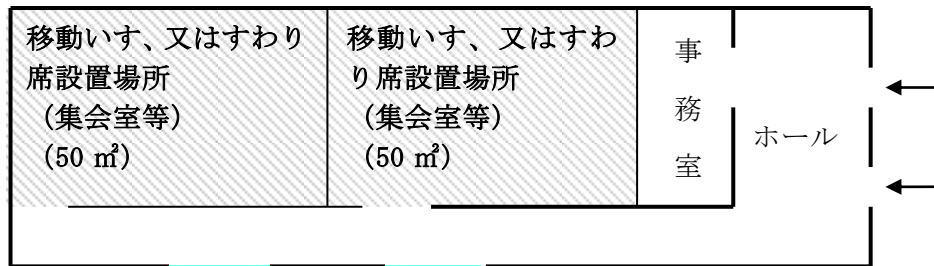
$$100 \text{ m}^2 \div 0.5 \text{ m}^2 = 200 \text{ 人}$$

の計算式となり、客席部分の収容人員は 200 人となる。

これに、従業者数 α を加算して、

$$200 \text{ 人} + \alpha$$

の計算式となり、集会場内の収容人員が算定される。



(エ) 映画館、音楽ホール、劇場、公会堂等の収容人員計算例

映画館等で固定いす席 200 席と立見席の面積が 20.1 平方メートルの場合は、

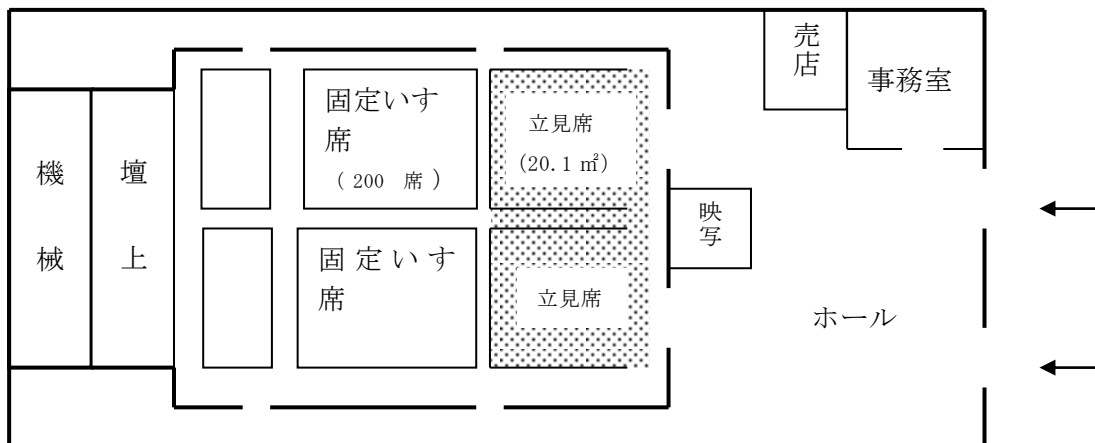
$$200 \text{ 人} + (20.1 \text{ m}^2 \div 0.2 \text{ m}^2) \div 300 \text{ 人}$$

の計算式となり、客席部分の収容人員は 300 人となる。

これに従業者数 α を加算して

$$300 \text{ 人} + \alpha$$

の計算式となり、映画館等の収容人員が算定される。



(2) 政令別表第 1 (2) 項及び (3) 項 (キャバレー、遊技場、カラオケボックス等、料理店、飲食店等)

ア 用途判定

(ア) 遊技場

囲碁、将棋、マージャン、パチンコ、スマートボール、チェス、ビンゴ、ボーリング、ビリヤード、ゲーム機械その他の遊技又は競技を行わせる施設をいう。

(イ) その他のもの

(ア) 以外の政令別表第 1 (2) 項及び (3) 項の用途の施設をいう。

イ 算定要素

(ア) 遊技場

- a 従業者数
- b 遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の人数
- c 観覧、飲食又は休憩の用に供する部分の固定式のいす席を使用する者の人数

(イ) その他のもの

- a 従業者数
- b 客席の部分ごとの人数
 - (a) 固定式のいす席を使用する者の人数
 - (b) その他の部分を使用する者の人数

ウ 算定要素の定義

(ア) 遊技場

- a 従業者
2 (1) による。
- b 遊技のための機械を使用して遊技を行うことができる者の人数
施設内に設置できる最大の競技卓、盤、機械等に次の数を掛け合わせて得られた数とする。
 - (a) パチンコ、スマートボール等は1人、囲碁、将棋、チェス、ビリヤード等は2人、マージャン等は4人とする。
 - (b) ボーリングは、レーンに付属するいすの数とする。
 - (c) ゲーム機械は、機械を使用して遊べる者の数（コインの投入口の数が一般的には対応している。）とする。
 - (d) ルーレットゲーム等で人数に制限のないものについては、ゲーム台等の寄付き部分0.5メートルにつき1人とする。
 - (e) (a) から (d) まで以外で遊技人数が明確に限定できるものにあつては、その数とする。
 - (f) (a) から (e) までにより遊技人数を算定できない場合には、競技卓、盤、機械等の数とする。
- c 観覧、飲食又は休憩の用に供する部分の固定式いす席を使用する者の人数
観覧、飲食又は休憩の用に供する部分とは、次の場所をいう。
 - (a) ボーリング場、ビリヤード場等の飲食提供施設及び休憩・待合のための場所
 - (b) (a) 以外の遊技場で、自動販売機コーナー、喫煙コーナー等で観覧、飲食又は休憩の用に供する部分であると特定できる場所
上記場所に置かれている固定式のいす席を使用する者の人数とする。この場合において、長いす席にあつては、当該いす席の正面幅を0.5メートルで除して得た数（小数点以下は切り捨てる。）とする。

(イ) その他のもの

- a 従業者
2 (1) による。
- b 客席の部分の人数
客席の部分とは、飲食、遊興、ダンス、待合等を行う部分をいい、厨房、配膳、控え室等の客の出入しない部分を除いた部分をいう。
 - (a) 固定式のいす席を使用する者の人数
客席部分のうち固定式のいす席を常時置く部分の固定式のいす席の数をいう。
この場合において、長いす席にあつては、当該いす席の正面幅を0.5メートルで除して得た数（小数点以下は切り捨てる。）とする。
 - (b) その他の部分を使用する者の人数
その他の部分とは、キャバレー及びライブハウスのステージ、ディスコ及びダンスホールのホール、料理店、料亭等の和室等の部分をいい、当該部分の面積を3平方メートルで除して得た数（小数点以下は切り捨てる。）とする。

エ 収容人員算定要領

(ア) 遊技場

イ (ア) a から c までで求めた人数を合算した数を収容人員とする。

(イ) その他のもの

イ (イ) a 及び b で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

オ 事例紹介

(ア) 遊技場の凡例

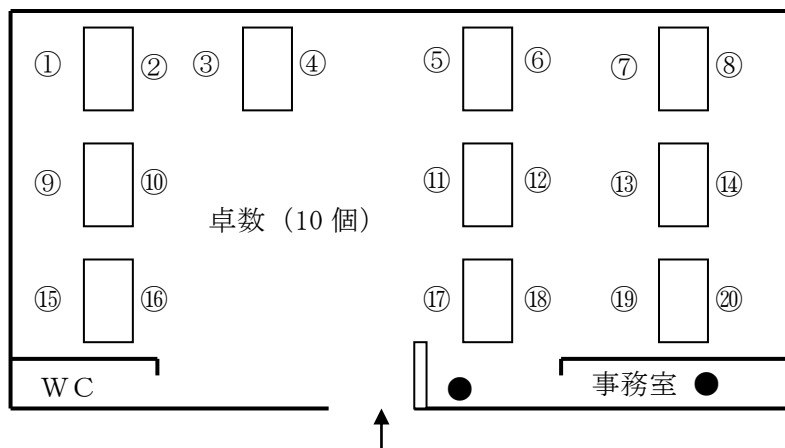
- a 遊技のための機械を使用して遊技を行うことができる者 ○
- b 遊技のための機械等 □ (卓等)
- c 従業者 ●
- d 観覧、飲食又は休憩の用に供する部分 ■
- e 観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式のいす席 

(イ) 囲碁、将棋場の収容人員計算例

囲碁、将棋の卓数が 10 個で、従業者が常時 2 人の場合は、

$$\underline{10 \text{ 卓} \times 2 \text{ 人} + 2 \text{ 人}} = 22 \text{ 人}$$

の計算式となり、囲碁、将棋場の収容人員は 22 人となる。

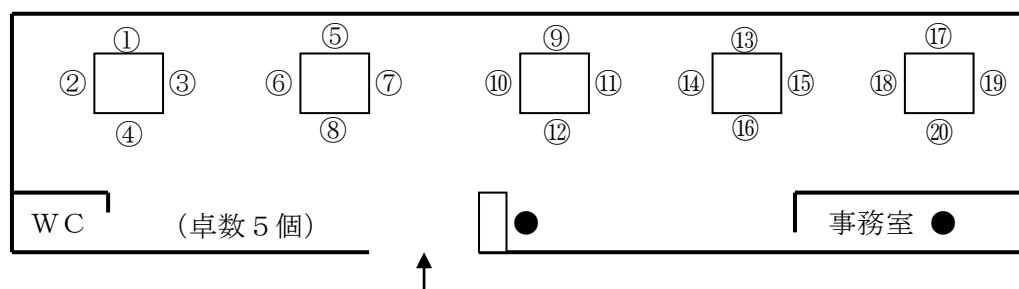


(ウ) マージャン場の収容人員計算例

マージャン卓数が 5 個で、従業者が常時 2 人の場合は、

$$\underline{5 \text{ 卓} \times 4 \text{ 人} + 2 \text{ 人}} = 22 \text{ 人}$$

の計算式となり、マージャン場の収容人員は 22 人となる。

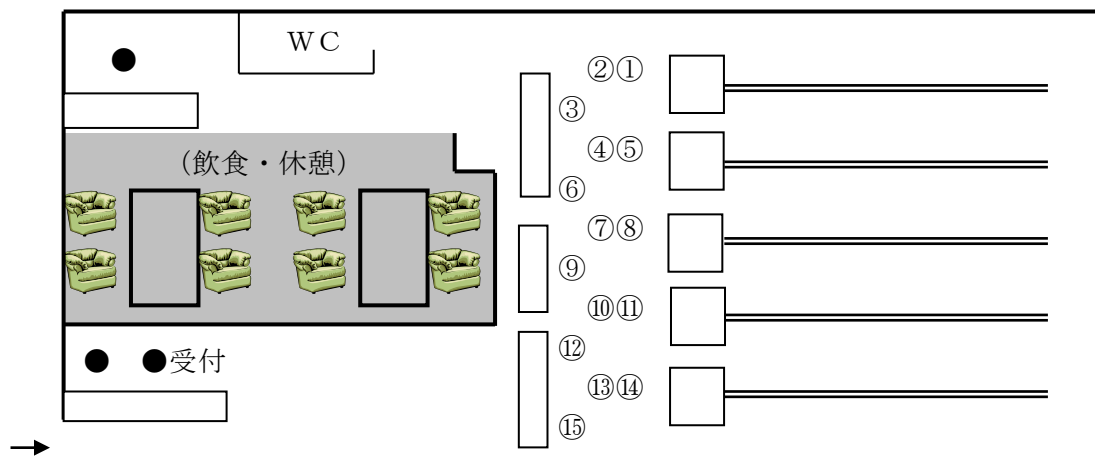


(エ) ボーリング場の収容人員計算例

レーン数が 5 で、1 レーンに付属するいすが 3 個で、飲食・休憩の用に供する固定いす席 8 個、従業者が常時 3 人の場合は、

$$\underline{5 \text{ レーン} \times 3 \text{ 個} + 8 \text{ 個} + 3 \text{ 人}} = 26 \text{ 人}$$

の計算式となり、ボーリング場の収容人員は 26 人となる。



(オ) その他のものの凡例

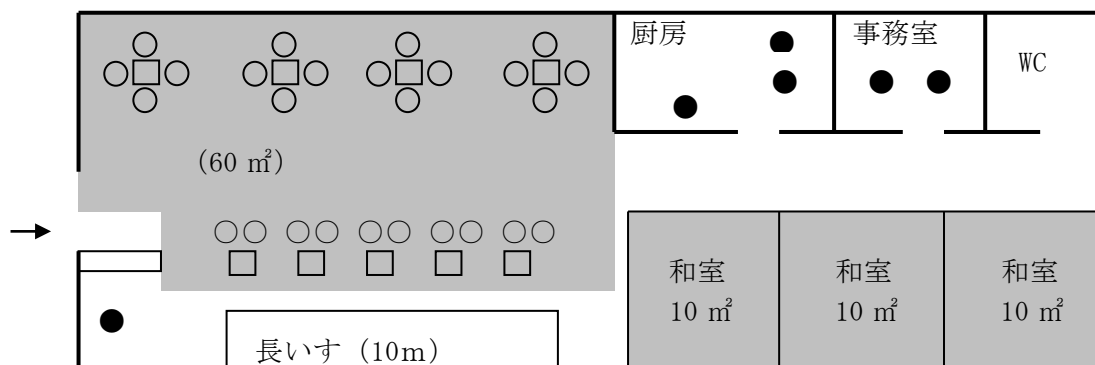
- a 従業者 ●
- b 客席の部分 ■
- c 長いす、固定式のいす席 長いす
- d 移動いす ○

(カ) 居酒屋等の収容人員計算例

長いす 10 メートル、和室が 30 平方メートル、移動いす設置場所 60 平方メートル、従業者が常時 6 人の場合は、

$$\underline{(10\text{m} \div 0.5\text{m}) + ((30\text{ m}^2 + 60\text{ m}^2) \div 3\text{ m}^2) + 6\text{ 人}} = 56\text{ 人}$$

の計算式となり、居酒屋等の収容人員は 56 人となる。

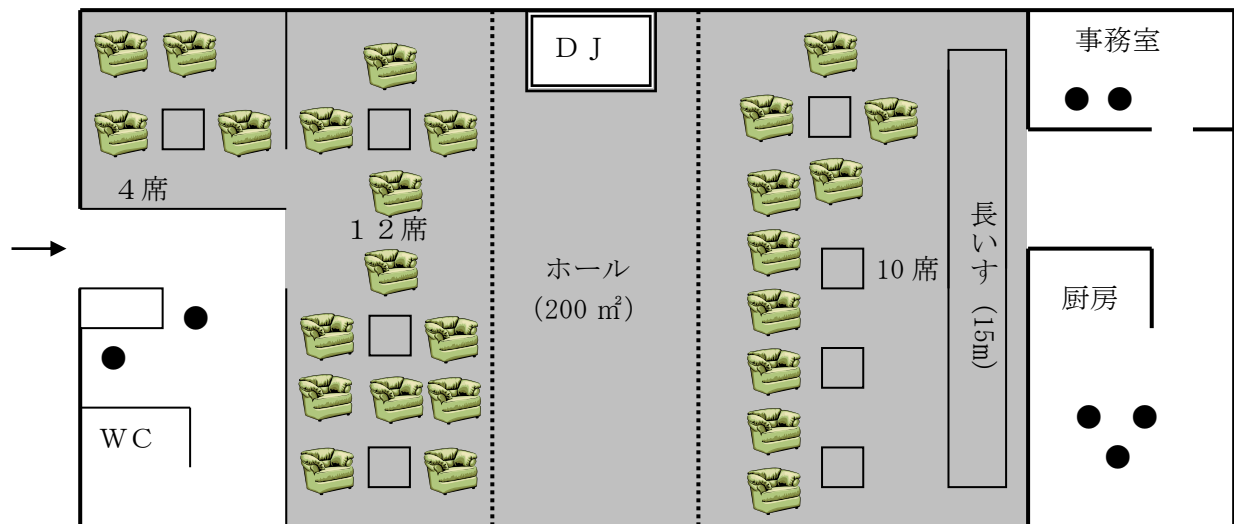


(キ) ディスコ等の収容人員計算例

固定式いす席 26 個と長いす 15 メートル、ホールの面積が 200 平方メートル、従業者が常時 7 人の場合は、

$$\underline{26\text{ 個} + (15\text{m} \div 0.5\text{m}) + (200\text{ m}^2 \div 3\text{ m}^2) + 7\text{ 人}} = 129\text{ 人}$$

の計算式となり、ディスコ等の収容人員は 129 人となる。



(3) 政令別表第1 (4) 項 (百貨店、物品販売店舗等)

ア 算定要素

(ア) 従業者数

(イ) 従業者以外の者が使用する部分の人数

a 飲食又は休憩の用に供する部分の人数

b その他の部分の人数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業者数

2 (1) による。

(イ) 従業者以外の者が使用する部分の人数

a 従業者以外の者が使用する部分とは、次の部分を除いた場所をいう。

(a) 事務室及び会議室

(b) 社員食堂等の厚生施設

(c) 商品倉庫及び商品荷捌場

(d) 空調機械室、電気室等の設備室

(e) 駐車場

(f) 連続して店舗がある場合のコンコースとその延長上にある通路及び公共性の強い通路部分

(g) その他の従業者だけが使用する部分

(ウ) 飲食又は休憩の用に供する部分の人数

a 飲食及び休憩の用に供する次の部分の床面積を3平方メートルで除して得た数 (小数点以下は切り捨てる。) とする。

(a) レストラン、喫茶その他の飲食店

(b) 喫煙場所、子供の遊び場等の商品陳列のない部分

(c) その他の飲食及び休憩の用に供する部分

(エ) その他の部分の人数

a 以外の部分の床面積を4平方メートルで除して得た数 (小数点以下は切り捨てる。) とする。※売場内のショーケース等を置いてある部分も含む。

ウ 収容人員算定要領

ア (ア) 及び (イ) で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

エ 事例紹介

(ア) 凡例

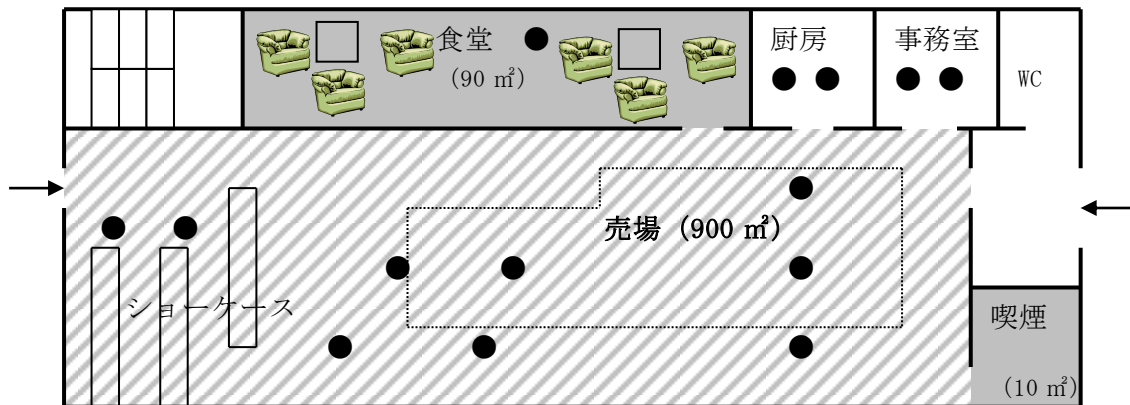
- a 従業者 ●
- b 飲食又は休憩の用に供する部分 
- c その他の部分 

(イ) 百貨店・スーパーマーケット等の収容人員計算例

飲食又は休憩の用に供する部分の面積が 100 平方メートル、その他の部分の面積が 900 平方メートル、従業者が常時 14 人の場合は、

$$\frac{(100 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2) + (900 \text{ m}^2 \div 4 \text{ m}^2) + 14 \text{ 人}}{1} = 272 \text{ 人}$$

の計算式となり、百貨店・スーパーマーケット等の収容人員は、272 人となる。

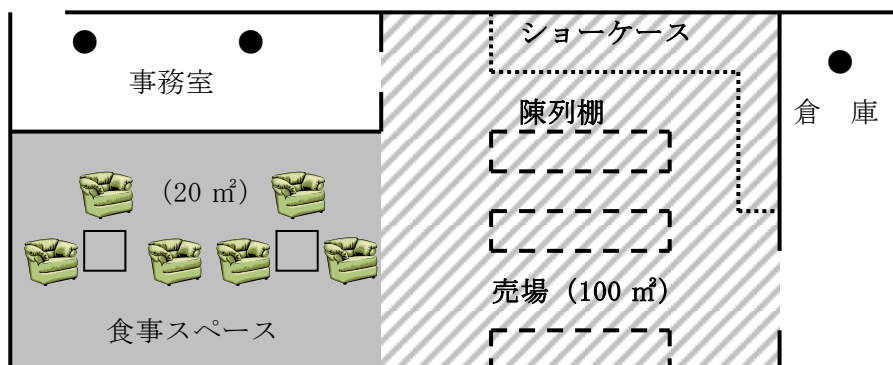


(ウ) 小規模物品販売店舗等の収容人員計算例

飲食又は休憩の用に供する部分の面積が 20 平方メートル、その他の部分の面積が 100 平方メートル、従業者が常時 3 人の場合は、

$$\frac{(20 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2) + (100 \text{ m}^2 \div 4 \text{ m}^2) + 3 \text{ 人}}{1} = 34 \text{ 人}$$

の計算式となり、小規模物品販売店舗等の収容人員は、34 人となる。

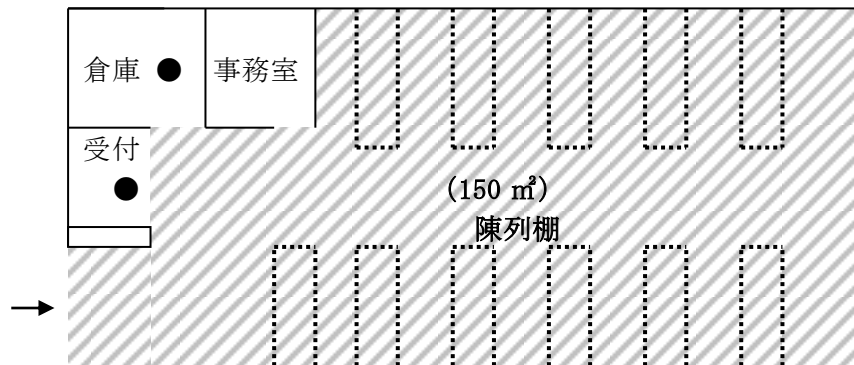


(エ) 物品販売を伴う貸レコード・ビデオ店の収容人員計算例

物品販売を伴う貸レコード・ビデオ店で、その他の部分の面積が 150 平方メートル、従業者が常時 2 人の場合は

$$2 \text{ 人} + \frac{(150 \text{ m}^2 \div 4 \text{ m}^2)}{1} = 39 \text{ 人}$$

の計算式となり、物品販売を伴う貸しレコード・ビデオ店の収容人員は、39 人となる。



(4) 政令別表第1(5)項イ(旅館、ホテル等)

ア 算定要素

(ア) 従業者数

(イ) 宿泊室を使用する人数

a 洋室の人数

b 和室の人数

(ウ) 集会、飲食又は休憩の用に供する部分の人数

a 固定式のいす席を設ける部分を使用する者の人数

b a以外のその他の部分を使用する者の人数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業者数

2(1)による

(イ) 宿泊室を使用する人数

a 洋室の人数

宿泊者が使用する洋室に置かれているベッドの数に対応する人数とする。

b 和室の人数

宿泊者が使用する和室の床面積の合計を、6平方メートルで除して得た数とする。

ただし、簡易宿泊所及び主として団体客が宿泊するホテル・旅館(宿泊室の床面積をホテル・旅館が定めている当該宿泊室の最大使用人数又は宿泊室に設置されている寝具の数で除して3平方メートル程度になるもの)は、3平方メートルで除して得た数とする。

c a及びbの人数算定の取扱いにあっては、次による。

(a) 簡易宿泊所の中2階(棚状)式の場合は棚数をベッド数とみなす。

(b) シングルベッド及びセミダブルベッドは1人、ダブルベッドは2人として算定する。

(c) 洋室で補助ベッド等を使用できる場合には、当該ベッドの数を加算して算定する。

(d) 和室と洋室とが併設されている宿泊室については、洋室部分を除いた部分を和室の床面積として扱う。

(ウ) 集会、飲食又は休憩の用に供する部分の人数

a 集会、飲食又は休憩の用に供する部分とは、宿泊者以外も利用する次の部分をいう。

(a) 宴会場等

(b) レストラン、そば屋、スナック等の飲食を提供する場所

(c) いす席を設けたロビー等(通路部分を除く。)

(d) 上記以外の集会、飲食又は休憩の用に供する部分

b 固定式のいす席を設ける部分を使用する者の人数

前記の部分のうち固定式のいす席を常時設ける部分については、当該部分にあるいす席の数とする。この場合は、長いす席は、当該いす席の正面幅を 0.5 メートルで除して得た数（小数点以下は切り捨てる。）とする。

c a 以外のその他の部分を使用する者の人数

a 以外の部分については、当該部分の床面積を 3 平方メートルで除して得た数（小数点以下は切り捨てる。）とする。

ウ 収容人員算定要領

ア（ア）から（ウ）までで求めた人数を合算した数を収容人員とする。

エ 事例紹介

（ア）凡例

a 従業者 ●

b 宿泊室

（a）洋室 

（b）和室 

c 集会、飲食又は休憩の用に供する部分

（a）固定式のいす席設置場所 

固定式いす席



（b）その他の部分 

（イ）主として団体客が宿泊するホテル・旅館等の収容人員計算例

主として団体客が宿泊するホテル・旅館で、次の条件の場合は、

a 従業者 14 人

b 宿泊室

（a）洋室 シングルベッド 4 個

（b）和室 80 平方メートル

c 集会、飲食又は休憩の用に供する部分

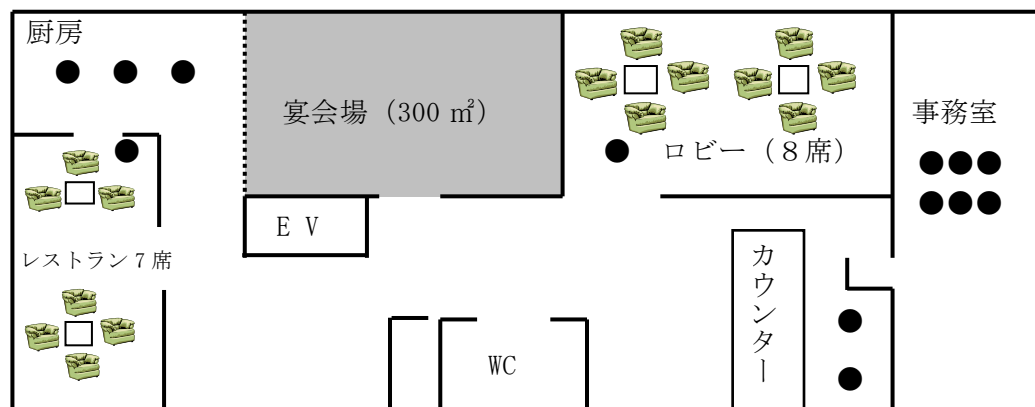
（a）固定式のいす 15 席

（b）その他の部分 300 平方メートル

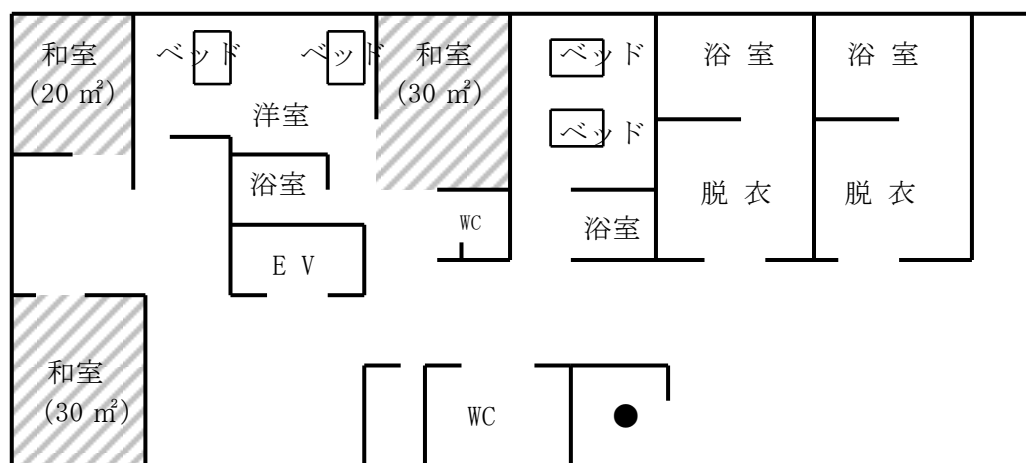
$$14 \text{ 人} + 4 \text{ 個} + (80 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2) + 15 \text{ 席} + (300 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2) \div 159 \text{ 人}$$

の計算式となり、主として団体客が宿泊するホテル・旅館等の収容人員は、159 人となる。

1 階



2階



(5) 政令別表第1(5)項ロ(寄宿舍、共同住宅等)

ア 算定要素

居住者の人数

イ 算定する場合の取扱い

寄宿舍、共同住宅に常時居住している者の人数をもって収容人員とする。ただし、新築、居住者の出入りが激しい等で実態把握が困難な共同住宅にあっては、次の要領で求めた収容人員により防火管理義務の判定を行い、防火管理指導を行うこととする。

実態把握困難な共同住宅の収容人員算定要領

1 算定要素

(1) 住戸のタイプ別の数

(2) 住戸のタイプ別の算定居住者数

2 算定要素の定義

(1) 住戸のタイプ別の数

共同住宅の集会場等の共用室を除く各住戸を、次に示す住戸タイプごとに分けた数

ア 1K、1DK、1LDK、2DK

イ 2LDK、3DK

ウ 3LDK、4DK

エ 4LDK、5DK

(2) 住戸のタイプ別の算定居住者

住戸タイプ別の算定居住者数については、次表による。

住戸のタイプ	1K、1DK、 1LDK、 2DK	2LDK、 3DK	3LDK、 4DK	4LDK、 5DK
算定居住者数	2人	3人	4人	5人

3 収容人員算定要領

2(1)のそれぞれの住戸タイプ別の数に(2)の住戸タイプ別の算定居住者数をそれぞれ掛け合わせて得た数を合算し収容人員とする。

4 事例紹介

1Kが5戸、1DK5戸、1LDK5戸、2DK5戸、2LDK5戸の共同住宅の場合は、
(20戸×2人) + (5戸×3人) = 55人

の計算式となり、共同住宅の収容人員は、55人となる。

※ あくまで同意審査時の計算であり、収容人員は入居人員となる。

(6) 政令別表第1(6)項イ(病院、診療所等)

ア 算定要素

(ア) 従業者数

(イ) 病室内にある病床の数(「病室」とは、患者を収容する部屋をいい、治療室や手術室は含まない。)

(ウ) 待合室を使用する人数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業者数

2(1)による。(例 医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師、事務員等は、従業者として取り扱う。)

(イ) 病室内にある病床の数

- a 洋室タイプ
ベッドの数とする。
- b 和室タイプ
和室の床面積の合計を 3 平方メートルで除して得た数（小数点以下は切り捨てる。）とする。
- c 乳幼児の病床の数については、保育器を除いた乳幼児用のベッド数を合算して算定する。

(ウ) 待合室を使用する人数

待合室の床面積を次の要領により求め、床面積の合計を 3 平方メートルで除して得た数（小数点以下は切り捨てる。）とする。

- a 廊下に接続するロビー部分を待合として使用している場合は、当該ロビー部分を待合室として床面積を求める。
- b 待合室が廊下と兼用されている場合は、次により待合室の床面積を求める。
 - (a) 両側に居室を有する場合は、廊下幅員から 1.6 メートルを引いた幅員で待合として使用する範囲を待合室として床面積を求める。
 - (b) その他の場合は、廊下幅員から 1.2 メートルを引いた幅員で待合として使用する範囲を待合室として床面積を求める。
- c 診療室内の待合に使用する部分は、当該部分を待合室として床面積を求める。

ウ 収容人員算定要領

ア（ア）から（ウ）までで求めた人数を合算した数を収容人員とする。

エ 事例紹介

(ア) 凡例

- a 従業者 医師 ●、 看護師 ○、 その他 ◎
- b 病室
 - (a) 洋室タイプ 
 - (b) 和室タイプ 
 - c 待合室 

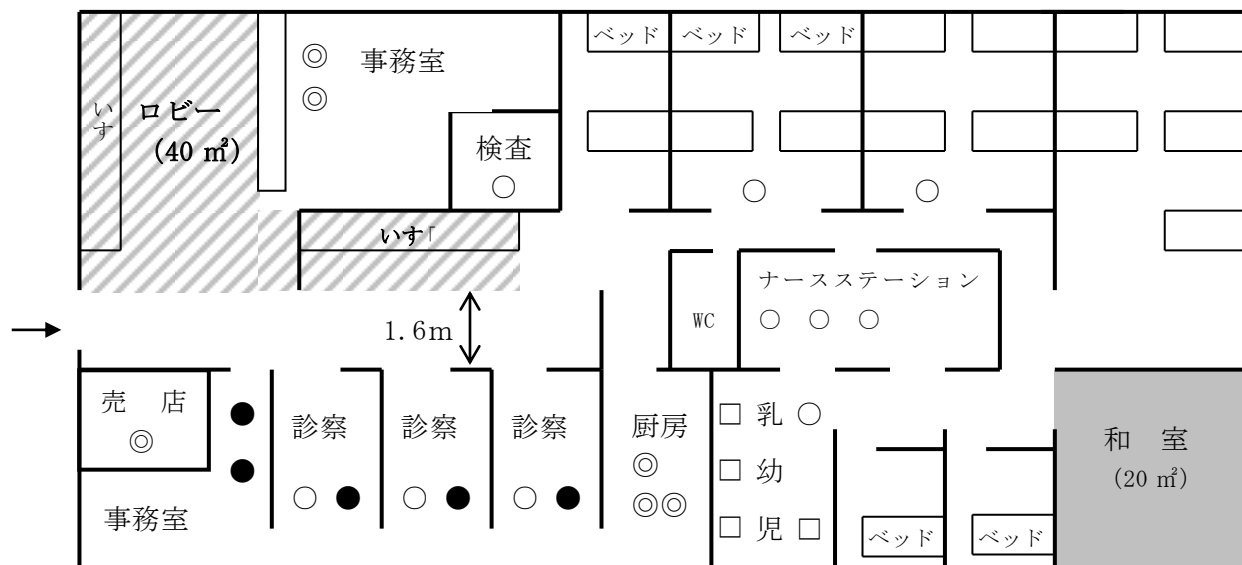
(イ) 病院の収容人員計算例

次の条件の病院は、

- a 従業者 医師 5 人、看護師 10 人、その他 6 人で合計 21 人
- b 病室
 - (a) 洋室タイプのベッド 17 個
 - (b) 和室タイプの床面積 20 平方メートル
 - (c) 乳幼児用のベッド 4 個
- c 待合室の床面積 (40 平方メートル)

$$21 \text{ 人} + 17 \text{ 個} + (20 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2) + 4 \text{ 個} + (40 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2) \div 61 \text{ 人}$$

の計算式となり、病院の収容人員は、61 人となる。



(7) 政令別表第1(6)項ロ及び(6)項ハ(老人短期入所施設、老人デイサービスセンター等)

ア 算定要素

(ア) 従業者数

(イ) 老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業者数

2(1)による。

(イ) 老人、乳児、身体障害者、精神薄弱者その他の要保護者、養護者及び介護者の数

a 就寝施設部分は、就寝施設を使用できる最大人数とする。

b 通所施設部分は、通所施設部分を担当する従業者で対応できると事業所側が想定している要保護者、養護者及び介護者の最大人数とする。ただし、最大人数と現状で対応している要保護者、養護者及び介護者の数に隔たりがある場合には、実態に応じて得た人数とすることができる。

ウ 収容人員算定要領

ア(ア)及び(イ)で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

(8) 政令別表第1(6)項ニ(幼稚園、特別支援学校)

ア 算定要素

(ア) 教職員数

(イ) 幼児、児童又は生徒の数

イ 算定要素の定義

(ア) 教職員数

2(1)による。(例 園長、教職員、事務員等)

(イ) 幼児、児童又は生徒の数

現に在籍する児童等の数とする。

ウ 収容人員算定要領

ア(ア)及び(イ)で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

(9) 政令別表第1(7)項(小学校、中学校、高等学校、大学等)

ア 算定要素

(ア) 教職員数

(イ) 児童、生徒又は学生の数

イ 算定要素の定義

(ア) 教職員数

2(1)による。(例 校長、教職員、事務員等)

(イ) 児童、生徒又は学生の数

現に在籍する学生等の数とする。

ウ 収容人員算定要領

ア(ア)及び(イ)で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

(10) 政令別表第1(8)項(図書館、美術館等)

ア 算定要素

(ア) 従業者数

(イ) 閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室を使用する者の数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業者数

2(1)による。

(イ) 閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室を使用する者の数

閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室の床面積の合計を3平方メートルで除して得た数(小数点以下は切り捨てる。)とする。

この場合に、閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室の床面積を求める際の扱い等については、次による。

a 閲覧室

(a) 開架(自由に入れる書棚部分をいう。)と閲覧(児童用閲覧を含む。)とが同一室にある場合は、開架以外の部分を閲覧室として扱う。

(b) CD等の試聴室及びフィルム等の視聴室についても、閲覧室として扱う。

b 会議室

従業者以外が使用する会議、集会等の用途に使用する部分は、会議室として扱う。

c 休憩室

来館者が使用する喫茶室、喫煙コーナー等の部分は、休憩室として扱う。

d 展示室、展覧室

展示室、展覧室内の展示物等の置かれている部分も展示室の部分として扱う。

ウ 収容人員算定要領

ア(ア)及び(イ)で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

エ 事例紹介

(ア) 凡例

a 従業者 ●

b 閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室



(イ) 図書館の収容人員計算例

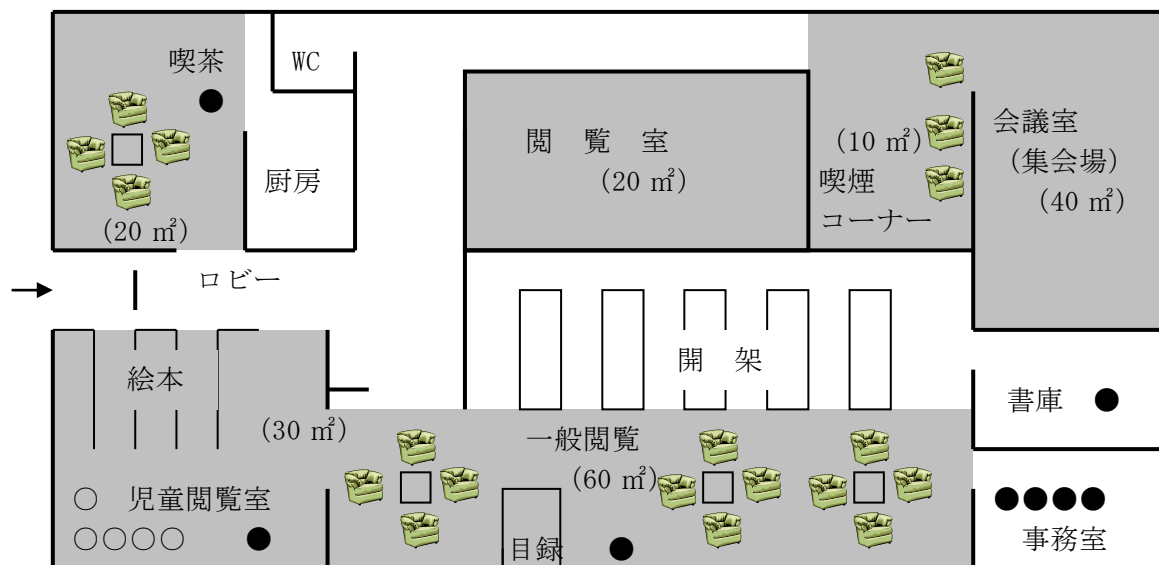
図書館で、次の条件の場合は、

a 従業者 8人

b 閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室床面積の合計 180平方メートル

$$8人 + ((20\text{ m}^2 + 30\text{ m}^2 + 20\text{ m}^2 + 60\text{ m}^2 + 10\text{ m}^2 + 40\text{ m}^2) \div 3\text{ m}^2) = 68人$$

の計算式となり、図書館の収容人員は、68人となる。



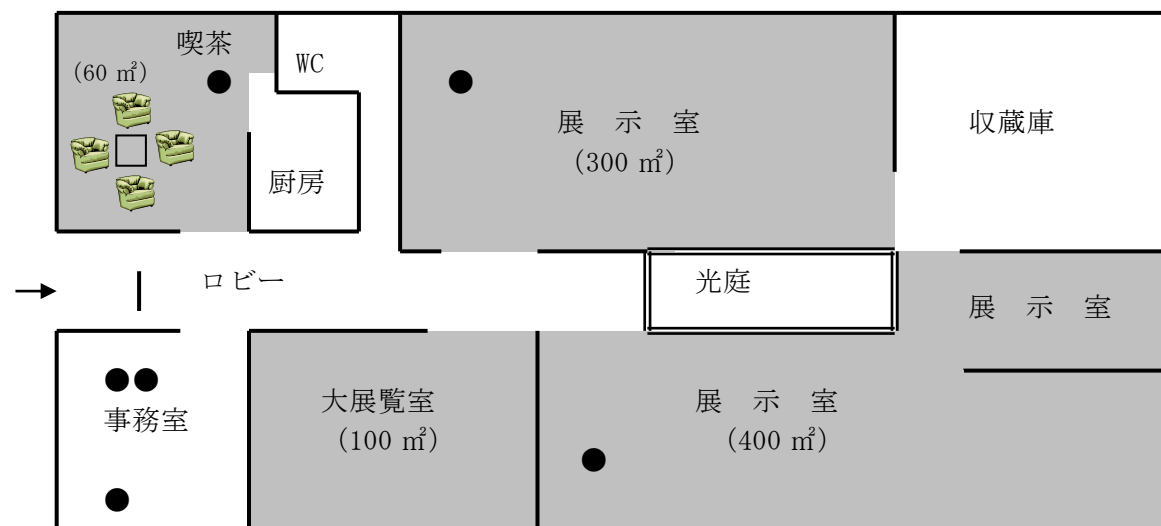
(ウ) 美術館の収容人員計算例

美術館で、次の条件の場合は、

- a 従業者 6 人
- b 閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室床面積 860 平方メートル

$$\frac{6 \text{ 人} + ((60 \text{ m}^2 + 300 \text{ m}^2 + 400 \text{ m}^2 + 100 \text{ m}^2) \div 3 \text{ m}^2)}{\div 292 \text{ 人}}$$

の計算式となり、美術館の収容人員は、292 人となる。



(11) 政令別表第 1 (9) 項 (公衆浴場、蒸気浴場等)

ア 算定要素

(ア) 従業者数

(イ) 浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分を使用する者の数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業者数

2 (1) による。

(イ) 浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分を使用する者の数

浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積の合計を3平方メートルで除して得た数（小数点以下は切り捨てる。）とする。

この場合に、浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積を求める際の扱い等については、次による。

- a トレーニング室等のサービス室は、休憩の用に供する部分として算定すること。
- b 浴場には、釜場、火たき場は含まないこと。

ウ 収容人員算定要領

ア（ア）及び（イ）で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

エ 事例紹介

（ア）凡例

- a 従業者 ●
- b 浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分 ■

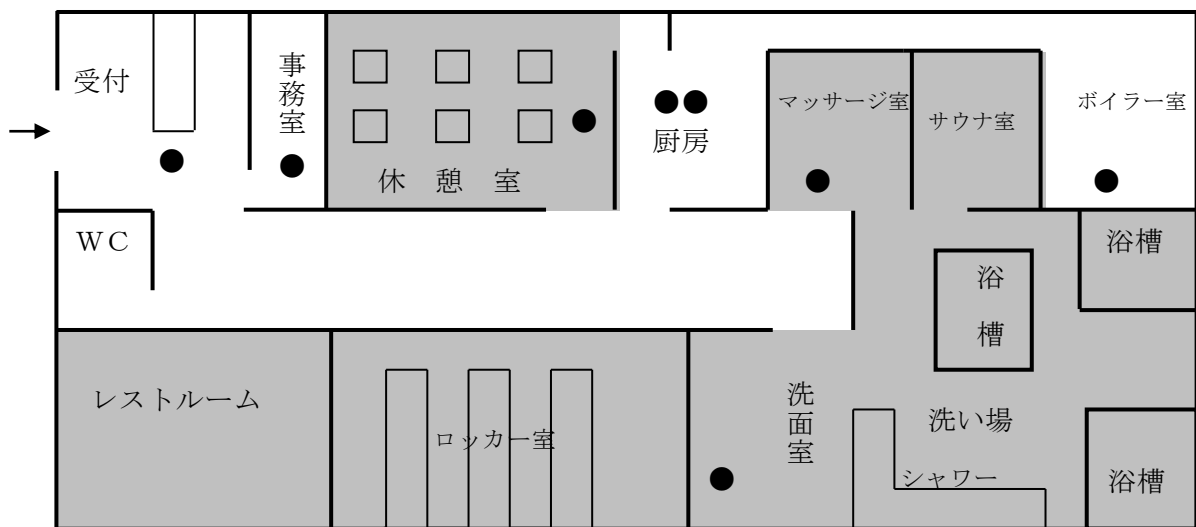
（イ）公衆浴場の収容人員計算例

公衆浴場で、次の条件の場合は、

- a 従業者 8人
- b 浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積の合計 100平方メートル

$$8人 + (100 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2) \div 45人$$

の計算式となり、公衆浴場の収容人員は、45人となる。



(12) 政令別表第1(11)項(神社、教会等)

ア 算定要素

(ア) 従業者数

(イ) 礼拝、集会又は休憩の用に供する部分を使用する者の数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業者数

2(1)による。(例 神職、僧侶、牧師及びその他の従業者等)

(イ) 礼拝、集会又は休憩の用に供する部分を使用する者の数

礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の面積の合計を3平方メートルで除して得た数（小数点以下は切り捨てる。）とする。

この場合に、礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積を求める際の扱い等については、次による。

- a 礼拝の用に供する部分に固定式のいす席がある場合も、当該場所の床面積を3平方メートルで除して得た数とする。
- b 祭壇部分は、礼拝、集会又は休憩の用に供する部分として取り扱わない。
- ウ 収容人員算定要領
- ア（ア）及び（イ）で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

エ 事例紹介

（ア）凡例

- a 従業者 神職、僧侶、牧師 ○、その他の従業者 ●
- b 礼拝、集会又は休憩の用に供する部分 ■

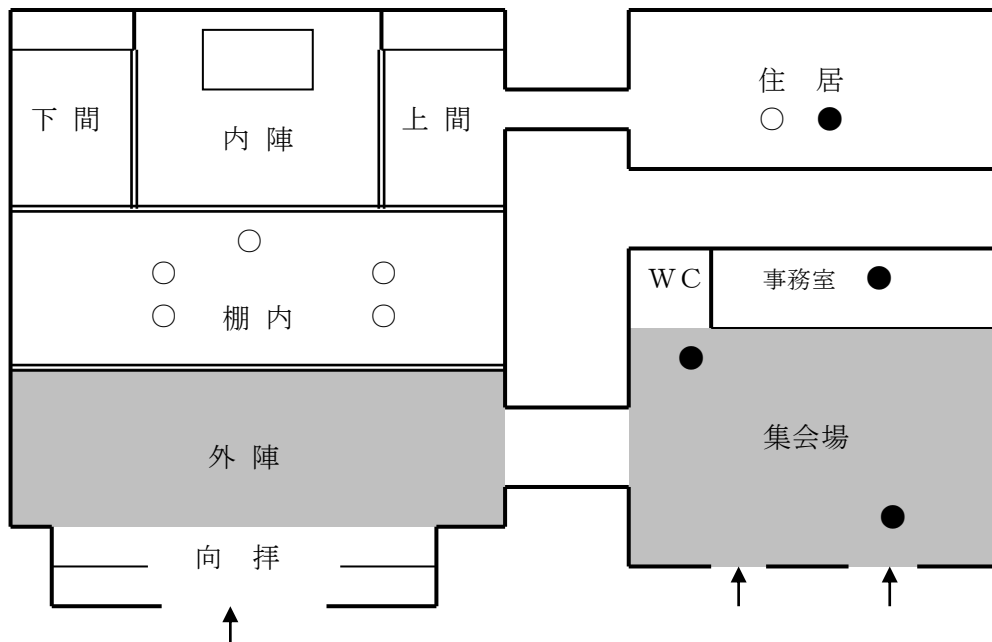
（イ）寺院の収容人員計算例

寺院で、次の条件の場合は、

- a 従業者 10 人
- b 礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積の合計 200 平方メートル

$$10 \text{ 人} + (200 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2) \div 76 \text{ 人}$$

の計算式となり、寺院の収容人員は、76 人となる。



（ウ）教会の収容人員計算例

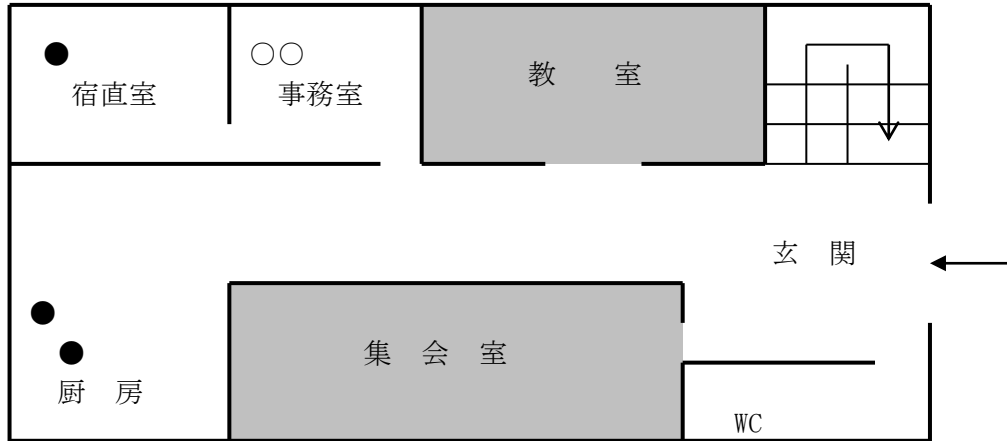
教会で、次の条件の場合は、

- a 従業者 6 人
- b 礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積の合計 300 平方メートル

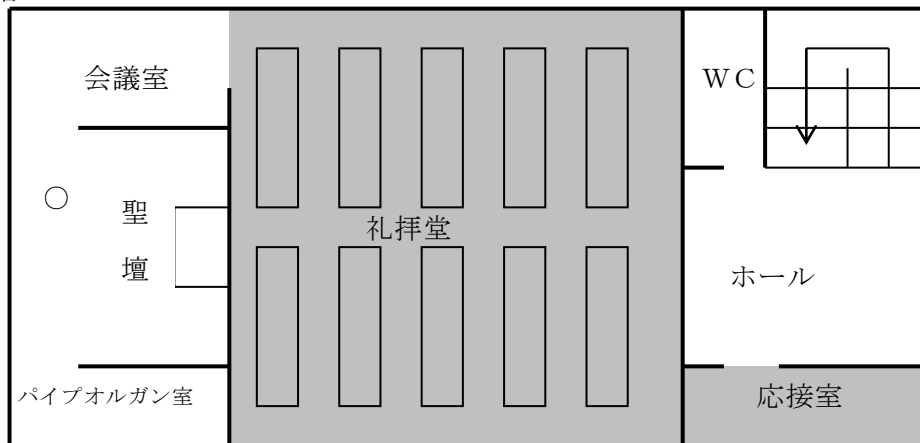
$$6 \text{ 人} + (300 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2) = 106 \text{ 人}$$

の計算式となり、教会の収容人員は、106 人となる。

1 階



2 階



(13) 政令別表第 1 (10) 項、(12) 項～(14) 項 (停車場、工場、駐車場、倉庫等)

ア 算定要素

従業者数

イ 算定要素の定義

従業者数

2 (1) によるが、車両の停車場の従業者には、停車場の勤務員のほかに従属的な業務に従事する者 (例 食堂・売店の従業者、赤帽等) を含める。

ウ 収容人員算定要領

アで求めた人数を収容人員とする。

(14) 政令別表第 1 (15) 項 (事務所等)

ア 算定要素

(ア) 従業者数

(イ) 主として従業者以外の者の使用に供する部分を使用する者の人数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業者数

2 (1) による。

(イ) 主として従業者以外の者の使用に供する部分を使用する者の人数

主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積の合計を 3 平方メートルで除して得た数 (小数点以下は切り捨てる。) とする。

この場合に、主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積を求める際の扱

(ア) 建物内の用途部分の特定に当たっては、当該用途と密接な関係にある部分（例：店

舗前の待合・休憩部分等)も当該用途の部分として扱う。

(イ) 防火対象物内のアトリウム等の公共広場・休憩部分は、各用途の部分として扱う。

(16) 政令別表第 1 (17) 項 (重要文化財等)

ア 収容人員算定要領

床面積を 5 平方メートルで除して得た数 (小数点以下は切り捨てる。) を収容人員とする。

イ 事例紹介

文化財として指定を受けている防火対象物の床面積が、500 平方メートルの場合は、

$$\underline{(500 \text{ m}^2 \div 5 \text{ m}^2)} = 100 \text{ 人}$$

の計算式となり、文化財として指定を受けている防火対象物の収容人員は、100 人となる。